

大船渡市教育振興基本計画（案）に係る 意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

市教育委員会では、教育基本法に基づく当市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、当市の教育を取り巻く状況を勘案し、長期的展望に立った教育行政の基本的な方向性とその具体的な施策について明らかにするため、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする新たな「大船渡市教育振興基本計画」の策定作業を進めています。

この度、計画案を取りまとめたので、広く市民の皆さんから意見をいただき、より良い計画とするため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

2 意見を募集する対象

大船渡市教育振興基本計画（案）

3 募集期間

令和8年2月13日（金）～25日（水）

4 意見を提出できる人

市内に住所を有する人、または市内に通勤・通学する人

5 計画案の閲覧方法

市ホームページによるほか、市民提言箱を設置している次の施設で閲覧できます。

- (1) 市役所本庁（市民ホール）
- (2) 市役所三陸支所
- (3) 綾里地域振興出張所
- (4) 吉浜地域振興出張所
- (5) 市総合福祉センター
- (6) カメリアホール
- (7) リアスホール
- (8) 市立博物館

6 意見の提出方法

閲覧場所に備え付けの意見書様式又は任意様式により、住所、氏名、電話番号を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 大船渡市教育委員会事務局教育総務課への直接持参。

※土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分

- (2) 閲覧場所に設置している市民提言箱への投函。
- (3) 大船渡市教育委員会事務局教育総務課あてに郵送、電子メールにより提出。
※課代表アドレス：ofu_kyoiuku-s@city.ofunato.iwate.jp

7 意見の取り扱い

- (1) 電話や口頭での意見提出、住所・氏名などの必要事項が明記されていない場合は、受け付けできません。
- (2) 提出された意見の概要（個人情報を除く）は公表します。なお、類似している意見は集約させていただきます。
- (3) 提出された意見書は返却しないほか、個別の回答は行いません。